

京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月17日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第17号

京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第37条を削り、第4章中第36条の次に次の1条を加える。

(臨時的任用職員の給与)

第37条 臨時に任用される者(以下「臨時的任用職員」という。)の給与については、前各条の規定にかかわらず、前各条に規定する職員の給与の水準を超えない範囲内において別に定める。

2 臨時的任用職員に対しては、一般職員の例に準じて、第17条、第21条、第22条、第23条、第26条及び第27条に規定する種類の手当を支給する。

3 臨時的任用職員に対しては、その職務の内容、勤務の状況その他の事情により、一般職員との均衡を考慮して、前項の手当のほか別に定めるところにより別に定める手当を支給することができる。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)